◆適用除外基準の詳細（条例第６条、規則第10条別表第２）

一定の基準の範囲内の広告物については、禁止地域等、禁止物件、許可地域等の規制の適用が除外される場合があります。

規制地域又は物件 ／ 適用除外の項目	禁止地域等（条例第３条）		禁止物件（条例第４条）	許可地域等（条例第５条）
法令の規定による広告物 条例第６条第１項第１号	許可不要〈基準なし〉		許可不要〈基準なし〉	許可不要〈基準なし〉
選挙運動広告物 条例第６条第１項第２号	許可不要〈基準なし〉		許可不要〈基準なし〉	許可不要〈基準なし〉
自家用広告物 条例第６条第２項第１号 条例第６条第５項	第１種低層住居専用地域、市長が指定する生産緑地	許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計10㎡以下 赤色ネオンサイン・管露出ネオンサイン・点滅電飾設備不可 建築物棟上への表示・設置不可 特定の商品名等の誇張表示不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合	表示・設置不可	許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計20㎡以下 （住居系用途地域では広告表示面積の合計10㎡以下） 特定の商品名等の誇張表示不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合
	景観重点地区	許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計20㎡以下（住居系用途地域では広告表示面積の合計10㎡以下） 特定の商品名等の誇張表示不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合		
	上記以外の地域	許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計10㎡以下 特定の商品名等の誇張表示不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合		
	上記の基準に適合しない場合	要許可〈基準あり〉 ①第1種低層住居専用地域、市長が指定する生産緑地 広告表示面積の合計20㎡以下 赤色ネオンサイン・管露出ネオンサイン・点滅電飾設備不可 建築物棟上への表示・設置不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合 ②景観重点地区 広告物1個につき、彩度の低い色彩※を表示面積の1/2以上使用 赤色系ネオンサイン、管露出ネオンサイン、点滅電飾使用不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第5条の個別基準に適合 ③上記以外の地域 広告表示面積の合計20㎡以下 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合		

※　彩度の低い色彩：マンセル表色系を用いて、色相が赤（R）及び橙（YR）については、彩度６以下
色相が黄（Y）については、彩度４以下
色相がその他の色については、彩度２以下

規制地域又は物件 適用除外の項目	禁止地域等 （条例第３条）	禁止物件 （条例第４条）	許可地域等 （条例第５条）
管理用広告物 条例第６条第２項第２号	**許可不要〈基準あり〉** 広告表示面積の合計3㎡以下 共通許可基準に適合 広告板等の脚部の広告表示不可 壁面広告で窓・開口部をふさがない 突き出し広告の個別許可基準に適合	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準あり〉** 広告表示面積の合計3㎡以下 共通許可基準に適合 広告板等の脚部の広告表示不可 壁面広告で窓・開口部をふさがない 突き出し広告の個別許可基準に適合
工事現場の板塀類に表示する広告物 条例第６条第２項第３号	**許可不要〈基準あり〉** 工事期間中の表示に限る 宣伝の用に供しない	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準あり〉** 工事期間中の表示に限る 宣伝の用に供しない
冠婚葬祭等の広告物 条例第６条第２項第４号	**許可不要〈基準なし〉**	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準なし〉**
展覧会等の会場敷地内の広告物 条例第６条第２項第５号	**許可不要〈基準なし〉**	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準なし〉**
人・車両等に表示する広告物 条例第６条第２項第６号	**許可不要〈基準なし〉**	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準なし〉**
電柱広告・街灯柱広告 条例第６条第３項第１号	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準あり〉** 共通許可基準・電柱広告・街灯柱広告の個別許可基準に適合	**要許可〈基準あり〉** 共通許可基準・電柱広告・街灯柱広告の個別許可基準に適合
送電鉄塔等・ガスタンク類の自家用広告物 条例第６条第３項第２号	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準あり〉** 広告表示面積の合計10㎡以下 共通許可基準に適合 １壁面に同一内容のものは１個	**要許可〈基準あり〉** 共通許可基準・個別許可基準に適合
禁止物件の管理用広告物 条例第６条第３項第３号	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準なし〉**	**要許可〈基準あり〉** 共通許可基準・個別許可基準に適合
ガスタンク類に表示する広告物 条例第６条第３項第４号	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準あり〉** 周囲の景観と調和させる宣伝の用に供しない	**要許可〈基準あり〉** 共通許可基準・個別許可基準に適合
政治活動広告物 条例第６条第４項	**許可不要〈基準あり〉** 設置主体は政治資金規正法第６条第１項の規定による届出をした政治団体 低層住居専用地域、道路・鉄道の禁止区間とその接続区域及び景観重点地区に限る 表示・設置期間は３月以内 期間の始期・終期の明示 設置者等の氏名・連絡先の明示 他人の土地・物件に表示・設置する場合はその承諾を得る 共通許可基準に適合 貼紙・貼札・広告旗・立看板・広告幕・アドバルーンに限り、個別許可基準に適合	**表示・設置不可**	**許可不要〈基準あり〉** 設置主体は政治資金規正法第６条第１項の規定による届出をした政治団体 表示・設置期間は３月以内 期間の始期・終期の明示 設置者等の連絡先の明示 他人の土地・物件に表示・設置する場合はその承諾を得る 共通許可基準に適合 貼紙・貼札・広告旗・立看板・広告幕・アドバルーンに限り、個別許可基準に適合

規制地域又は物件 適用除外の項目	禁止地域等 （条例第３条）	禁止物件 （条例第４条）	許可地域等 （条例第５条）
公益上必要な施設等に表示する広告物等 条例第６条第７項	**要許可〈基準あり〉** 国又は地方公共団体管理の案内図板、掲示板に表示するものに限る（要広告料）	**表示・設置不可**	**要許可〈基準あり〉** 共通許可基準・個別許可基準に適合
公共空間等における賑わいの創出又は公衆の利便の向上に寄与する広告物※1 条例第６条第８項	**要許可〈基準あり〉** 表示又は設置の期間が３月以内 （自家用広告物若しくは管理用広告物又は市長が公益上必要と認めるものは除く）	**表示・設置不可**	**要許可〈基準あり〉** 共通許可基準・個別許可基準に適合
公益施設等に表示する寄贈者名等 条例第６条第９項	**許可不要〈基準あり〉** 広告表示面積は施設等の外郭線の1/3以下かつ0.5㎡以下 １施設等に１個 共通許可基準に適合 広告板等の脚部の広告表示不可 広告板等の地色に原則黒色・高彩度色※2の使用不可 突き出し広告の個別許可基準に適合 街灯柱広告の個別許可基準に適合	**許可不要〈基準あり〉** 広告表示面積は施設等の外郭線の1/3以下かつ0.5㎡以下 １施設等に１個 共通許可基準に適合 広告板等の脚部の広告表示不可 広告板等の地色に原則黒色・高彩度色※2の使用不可 突き出し広告の個別許可基準に適合 街灯柱広告の個別許可基準に適合	**許可不要〈基準あり〉** 広告表示面積は施設等の外郭線の1/3以下かつ0.5㎡以下 １施設等に１個 共通許可基準に適合 広告板等の脚部の広告表示不可 広告板等の地色に原則黒色・高彩度色の使用不可 突き出し広告の個別許可基準に適合 街灯柱広告の個別許可基準に適合
国・地方公共団体の公共目的広告物 条例第６条第10項 規則第４条、第５条	**許可不要〈基準なし〉** 官公署の建物又は敷地内以外で広告表示面積5㎡を超える場合は市長へ要通知		

※1　協賛企業名の表示割合：広告板については全体の広告表示面積の 10 分の 3 以下、バナーフラッグについては全体の広告表示面積の 10 分の 1 以下

※2　「黒色」・「高彩度色」：「黒色」は、マンセル表色系を用いて、色相がなく無彩色（N）で、明度が 3 を超えないもの。「高彩度色」は、彩度が 12 を超えるもの

<table>
<tr><th>規制地域
又は物件
適用除外
の項目</th><th colspan="2">禁止地域等
（条例第３条）</th><th>禁止物件
（条例第４条）</th><th colspan="2">許可地域等
（条例第５条）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">案内広告
条例第６条第６項、
規則別表第２
２ 個別基準（１）</td><td>特定の事業所を案内するもの</td><td>要許可〈基準あり〉
広告表示面積5㎡以下
地上からの高さ5m以下
表示内容は案内する特定の事業所等の名称、距離、矢印等に限る
道路・鉄道の禁止区間から判別困難な入口を示すためのものに限る
特定の事業所等から経路1㎞以内
道路・鉄道の禁止区間の接続区域内の表示・設置に限る
１事業所等に原則１個
原則広告板は長方形・正方形、広告塔は角柱状・円筒状に限る
共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合</td><td rowspan="3">表示・
設置不可</td><td>指定道路及び鉄道に接続する区域の広告板・広告塔</td><td>要許可〈基準あり〉
広告表示面積5㎡以下
地上からの高さ5m以下
表示内容は案内する事業所等の名称、距離、矢印等に限る
脚部の広告表示不可
道路・鉄道の許可区間から判別困難な入口を示すためのもの
１事業所等に原則１個
原則広告板は長方形・正方形、広告塔は角柱状・円筒状に限る
地色に原則黒色・高彩度色※の使用不可
共通許可基準に適合</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>要許可〈基準あり〉
広告表示面積5㎡以下
地上からの高さ5m以下
表示内容は案内する事業所等の名称、距離、矢印等に限る
道路・鉄道の禁止区間・区域では原則広告板は長方形・正方形、広告塔は角柱状・円筒状に限る
共通許可基準・条例第５条の個別許可基準に適合</td><td rowspan="2">上記以外のもの</td><td rowspan="2">要許可〈基準あり〉
共通許可基準・個別許可基準に適合</td></tr>
<tr><td>協賛者等の広告を併せて表示するもの</td><td>要許可〈基準あり〉
条例３条のうち、次に掲げる場所での表示・設置に限る
第７号、第８号、第９号、第10号、第13号
広告表示面積5㎡以下
地上からの高さ5m以下
案内広告部分の表示内容は案内する対象の名称、距離、矢印等に限る
協賛者等の広告部分の面積については、広告表示面積の10分の3以下、かつ１者あたりの表示面積が0.5㎡以下
協賛者部分の表示内容は、名称・所在地・事業内容等に限る</td></tr>
</table>

※　「黒色」・「高彩度色」：「黒色」は、マンセル表色系を用いて、色相がなく無彩色（N）で、明度が３を超えないもの。「高彩度色」は、彩度が12を超えるもの

（参考）案内広告のイメージ

特定の事業所を案内するもの



上記（左図）以外のもの



協賛者等の広告を
併せて表示するもの

